



TEL 082-227-3331 FAX 082-227-3453 〒730-0005 広島市中区西白鳥町 17-18
労働保険事務組合 鯉城経営者協会

ホームページ <http://www.yoshidaroumu.com> E-mail yr@yoshidaroumu.com

平成28年3月1日より健康保険料率が変わります

●健康保険料率

平成28年2月までの保険料率

1000分の100.3
〔本人・会社負担分それぞれ〕
1000分の50.15



平成28年3月1日からの保険料率

1000分の100.4
〔本人・会社負担分それぞれ〕
1000分の50.2

※ 介護保険に該当（40歳～64歳）の方は、健康保険と介護保険を合わせて
1000分の116.2（本人・会社負担分それぞれ 1000分の58.1）となります。

- ・39歳以下の方は介護保険料は徴収されません。
- ・65歳以上の方は原則年金額より介護保険料が徴収され、給与では徴収されません。

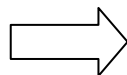
※ 平成28年3月1日以降に支払われる賞与にも上記変更の保険料率が適用されます。
給与では保険料の当月引（3月分給与より）、翌月引（4月分給与より）の会社がある
ため、後日、当事務所より変更月ならびに各人の保険料額一覧表をお渡ししますので、
ご確認下さい。

※ 介護保険料率の変更はありません。

平成28年4月より標準報酬月額及び累計標準賞与額の上限が変更となります

(1) 健康保険法における現在の標準報酬月額の最高等級（47等級 121万円）の上に3等級が追加され、上限が引き上げられます。

太枠部分が追加
となります。



標準報酬		報酬月額
等級	月額	
47	1,210,000	1,175,000～1,235,000
48	1,270,000	1,235,000～1,295,000
49	1,330,000	1,295,000～1,350,000
50	1,390,000	1,355,000～

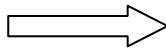
改定通知書の送付

健康保険の標準報酬月額の上限改定に伴い、改定後の新等級に該当する被保険者の方がいる対象の事業主に対して、平成28年4月中に管轄の年金事務所より「標準報酬改定通知書」をお送りします。

(2) 健康保険法における年度の累計標準賞与額(4月1日から翌年3月31日までの1年間に支給した賞与額の合計)の上限が540万円から573万円に引き上げられます。

改定前

5,400,000円



改定後

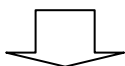
5,730,000円

傷病手当金・出産手当金の計算方法が 平成28年4月から変わります!

傷病手当金・出産手当金の給付金額の計算方法

平成28年3月31日までの支給金額

1日あたりの金額 $[\text{休んだ日の標準報酬月額}] \div 30 \text{日} \times 2/3$



平成28年4月1日からの支給金額

1日あたりの金額 $\left[\begin{array}{l} \text{支給開始日※以前の継続した12カ月間の} \\ \text{各月の標準報酬月額を平均した額} \end{array} \right] \div 30 \text{日} \times 2/3$

※支給開始日とは、一番最初に給付が支給された日のことです

●支給開始日以前の期間が12カ月に満たない場合

◎支給開始日の属する月以前の継続した各月の標準報酬月額の平均額

◎28万円(当該年度の前年度の9月30日における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額)

を比べて少ない方の額を使用して計算します。

●支給開始日以前に12カ月の標準報酬月額がある場合

◎支給開始日以前の12カ月の各月の標準報酬月額を合算して平均額を算出します。

※平成28年3月31日以前より引き続き受給されている方も平成28年4月1日支給分から、新しい計算方法で支給金額を計算します。

平成28年3月22日(火)から 広島西年金事務所が移転します

移転先住所

〒733-0833

広島市西区商工センター2-6-1 NTTコムウェア広島ビル1階

新電話番号

(082) 535-1505 (代表)

新FAX番号

(082) 535-1506

【アクセス】

JR山陽本線 「新井口駅」

広島電鉄宮島線「商工センター入口駅」

下車 徒歩10分

【駐車場】

有 ※台数に限りがあります。

※ 今号の詳細については、当事務所の担当者までお問い合わせ下さい。